

告示

埼玉県告示第千三十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年八月十六日

埼玉県知事 上田清司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパーマルサン吉川店

埼玉県吉川市中野五十七番地一

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定によるその他の意見の概要

平成二十六年十月十日の開店以来、近隣住民は騒音・振動・悪臭・交通上の被害を受けてきました。第一種中高層住宅専用地域としての生活環境保持の為、以下のとおり改善、対策を早急に行う必要があると考えます。

(1) 騒音・振動対策について

店舗、倉庫、連絡通路、納品車、荷さばき場等での騒音は、吉川市環境保全条例の規制基準値を上回っています。昼間（午前八時～午後七時）五十デシベル、朝・夕（午前六時～午後八時、午後七時～午後十時）四十五デシベル、夜間（午後十時～午前六時）。また、振動についても昼間六十デシベル、朝・夕、夜間五十五デシベル以下となる様、対策を行ってください。

(一) 店舗からの騒音

(イ) 店舗北側自動扉の開閉時に店舗内の音が漏れています。開閉の時間が長く、特にマイクを使った朝礼、売り出し商品の案内、店内音楽や従業員の掛け声等が騒音となって終日住宅地側に響いています。北側自動扉を二重扉とする等、改善をお願いします。

(ロ) 店舗屋上に設置された空調機室外機及び店舗西側の冷凍機室外機の音が高く、夜間の安眠が妨げられています。また、昼間も住宅の窓を開けられない状態です。室外機を店舗正面側に移設する等、対策を講じてください。

(二) 倉庫からの騒音・振動

倉庫南側シャッターが早朝五時より午後十時三十分頃まで開いているため、倉庫内でのフォークリフトや作業音、話声が外へ漏れています。防音対策をお願いします。

- (イ) 建物全体の防音対策を行い、倉庫内の作業音が外へ出ないようにしてください。
- (ロ) 南側シャッターについては、自動扉に交換し開閉時間を短いものにしてください。
- (ハ) 空調機室外機及び冷凍機室外機の音が高く、夜間の安眠が妨げられています。また、昼間も住宅の窓を開けられない状態です。室外機の対策をお願いします。

(二) 従業員通勤用自転車・バイク置き場の移動をお願いします。出退勤時の駐輪・駐車、エンジン音が騒音となっています。

(三) 連絡通路（橋）からの騒音

倉庫と店舗間の連絡通路（橋）を商品移動に使用する台車の走行音と従業員の話し声が騒音の元凶となっています。店側は、連絡通路の使用は午前六時からとじていますが、実際には午前五時から午後十時過ぎ迄、使用が見られます。

(イ) 連絡通路（橋）の使用は平日午前七時から午後六時まで、土日祝日は原則使用中止としてください。

(ロ) 使用する台車には全て消音装置（一部対策を講じたものでは不十分）を取り付けるとともに、連絡通路は音の出にくい材質に交換してください。

(ハ) 連絡通路及び市道上での、従業員の打合せ、私語雑談、休憩（喫煙等）は行わないよう徹底してください。

(四) 商品搬入時の騒音・振動

早朝四時から夜十時まで住宅地をトラックが走行することにより、道路沿いの家屋は揺れとエンジン音に悩まされています。また、子ども達の通学路にもなっています。道幅が狭く常に歩行者が危険を感じています。搬入の場所、時間等の改善をお願いします。

(イ) 四トン以上の大型車は全て、店舗正面側から商品搬入を行うようお願いいたします。倉庫北側からの納品は二トン以下の車としてください。

(ロ) 早朝・深夜の商品搬入は、倉庫入口・店舗正面側ともやめてください。商品の搬入は、朝七時以降から、夜は八時までとってください。

(2) 悪臭の防止について

弁当・総菜の製造に使う揚げ油の不快臭が強烈で、体調不良を起こしています。洗濯物を干したり窓を開けることも出来ません。一時、改善が見られましたが、再び悪臭が住宅側に漂っています。

- (一) フライヤーの台数と使用頻度に見合った脱臭装置の導入をお願いします。また、定期的にメンテナンスを実施し、性能の維持を図ってください。
- (二) 厨房からの排気ダクトは、住宅側から店舗側に移設してください。
- (3) その他環境対策
 - 連絡通路付近に騒音・振動計（デジタル）の設置をお願いします。二十四時間表示により規制基準値厳守の注意喚起に繋がるとともに、店舗運営に対する信頼感と安心感が高まります。
 - (4) 住民からの苦情及び改善要求への対応について
 - これまで、住民側との話し合いは吉川市（環境課・道路公園課）立会いの下、平成二十七年六月四日と二十八年五月二十六日の二回持たれましたが、被害実態の認識にズレがあり、改善の求めに対し抜本的・具体的改善策が提示されていません。店舗運営にあたっては、周辺地域の生活環境保持を図り企業としての社会的責任を果たすよう求めます。
 - (一) 苦情及び改善要求については、責任ある担当窓口（社長直轄）を設け、真摯な対応を行うようお願いいたします。
 - (二) 解決にあたっては事実を正しく把握し、迅速に具体的改善策を示し、合意の上対応をお願いします。
 - (三) 対応困難な事項については、その理由等を明らかにしてください。また、代案があればお示しください。
 - (5) 倉庫と連絡通路を使用しない店舗運営の検討
 - 今回の出店は、既存の建物を利用した形での第一種中高層住宅専用地域への出店です。それゆえ、大規模小売店舗立地法による事前協議・新設等の届け出、住民説明会等の手続きが行われなまま既存不適合の店舗としての開店となりました。近隣住民は何の説明も受けなまま、以前のホームセンターから食品スーパーに変わったことで、商品量・客数・納品車・来店客の車が爆発的に増え、静かな住環境が一変した突然の変化に戸惑っています。開店以来、一部改善は見られたものの騒音・振動・悪臭・交通上の被害は未だに続いています。現状は、多大な迷惑と負担を強いられており、法が予定する生活環境の保持がされていないと言わざるを得ません。最大の課題である騒音対策については、倉庫と連絡通路を使用しない店舗運営を検討・計画化し、その実現を図ることが必要であると考えます。それまでの間、上記の対策・改善を図ることが、営業時間延長の前提条件であると考えます。

二 縦覧期間

平成二十八年八月十六日から平成二十八年九月十六日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課
埼玉県東部地域振興センター